

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部防衛部施設課長 殿
情報本部総務部会計課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公印省略)

建設工事及び技術業務委託に係る関係書類の適正な管理について
(通知)

建設工事及び技術業務委託について、情報保全に万全を期す観点から、下記の事項について措置されたい。

記

入札等に先立ち、設計図書等を交付する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。以下に同じ。）及び技術業務委託の特記仕様書中に別紙の特記仕様書記載例を参考に、受注者が関係書類を作成するに当たっては、情報保全に万全を期すため、悪意のあるコードから保護する必要があることから、必要な対策を講じる旨を明記すること。

添付書類：別紙

写送付先：施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

特記仕様書記載例

建設工事の場合

○ 工事関係書類の適正な管理について

工事関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、悪意のあるコードから保護する必要があることから、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態に維持すること、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコンを用いるなどの対策を講じるものとする。

なお、工事関係書類とは、設計図書、施工計画書等の現場書類のほか、現場代理人等通知書等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

技術業務委託の場合

○ 業務関係書類の適正な管理について

業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、悪意のあるコードから保護する必要があることから、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態に維持すること、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコンを用いるなどの対策を講じるものとする。

なお、業務関係書類とは、設計図書、業務計画書、成果品等のほか、監理技術者等通知書等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。